



【平成27年度除雪サービス事業のお知らせ】

平成27年12月1日から平成28年3月31日まで実施する、除雪サービス事業のご案内をいたします。

【対象者】

町内に居住する、おおむね70歳以上の世帯、又は重度障がい者(1級又は2級)の単身世帯、もしくはこれらの者からなる世帯に属する者

【実施業者】

苦前市街地、港地区、三豊地区 千葉建設有限会社
古丹別市街地 協和建設株式会社

【実施期間及び除雪箇所】

実施期間 平成27年12月1日から平成28年3月31日までとし、降雪の状況に応じて行います。
除雪箇所は、玄関前から道路までの「生活道路」のみです。

* 屋根の雪やベランダ、窓の雪は別に「排雪サービス事業」ありますので、後日、別途お知らせいたします。

(苦前、古丹別市街地他機械を使用する場合) 平成27年12月1日から平成28年3月31日まで

料 金

所得階層区分	介護認定状況	
	要支援・要介護	自立・非該当
住民税非課税世帯	6,250円	12,500円
住民税課税世帯	25,000円	50,000円

(その他の地区)

所得階層区分	介護認定状況	
	要支援・要介護	自立・非該当
住民税非課税世帯	1時間あたり200円	1時間あたり400円
機械を使用する場合	1ヶ月あたりの負担上限を7時間まで分と設定します。	
	6,250円	12,500円
住民税課税世帯	1時間あたり600円	1時間あたり800円
機械を使用する場合	1ヶ月あたりの負担上限を7時間まで分と設定します。	
	25,000円	50,000円

※除雪サービスは、不在時には一時中止となります。

※申込は、随時受け付けております、その際料金に関する内容は別途ご連絡いたします。

※料金の支払いに関しては、金融機関窓口での支払いをご利用願います。

振込手数料は、利用者負担となりますが口座振替での支払いは当協議会が負担します。

口座振替金融機関は、留萌信用金庫苦前・古丹別支店、苦前町農業協同組合、郵便局です。

【お問い合わせ・申込み先】

社会福祉法人苦前町社会福祉協議会 電話 64-2387(担当:小野・阿部)



生活福祉資金貸付のご案内

「教育支援資金」のご紹介

「生活福祉金制度」とは、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を目指すことを目的としています。この貸付制度は厚生労働省の要綱にもとづき運営しています。

貸付金の種類は、全部で4種類あります。

貸付に関する利用から流れまでは、別刷りの「生活福祉資金貸付制度とは」をご参照下さい。

なお、北海道社会福祉協議会ホームページからもパンフレットをダウンロードできます。

URL http://www.dosyakyo.or.jp/seifuku_shikin/index.html

教育支援資金は、高等学校、大学、高等専門学校就学に際し必要な経費「教育支援費」と入学に際し必要な経費「就学支度費」の2つがあります。

※高等学校

(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含みます。)

●ご利用頂ける世帯 【低所得世帯】

●資金の種類と内容

資金の種類	遣途内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
教育支援費	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費	高等学校(専修学校高等課程含む) 月額35,000円以内	卒業後 6月以内	15年以内 (貸付額により期間の制限あり)	無利子
		高等専門学校 月額60,000円以内			
		短期大学(専修学校高等課程含む) 月額60,000円以内			
		大学 月額60,000円以内			
就学支度費	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校に入学に際し必要な経費	50万円以内			

●このようなときにご利用いただけます

教育支援費

授業料、学校納入書経費、参考書
学用品、交通費

就学支度費

- ・入学金等で入学時の学校に納入する経費
- ・制服、靴、体育着等で学校の指定により入学時に購入するもの
- ・教科書、参考書等で入学時に一括で

●他の貸付制度はどのようなものがありますか？

国の教育ローン(申込先 日本政策金融公庫)や日本学生支援機構奨学金(申込先 各学校)があります。また、母子世帯の場合は、母子各府福祉資金のご利用についてお住まいの市町村役場にご相談下さい。

●教育支援費と就学支度費を同時に借入申込みすることはできますか？
教育支援費と就学支度費を同時に申し込むことができます。この場合は、合計額で申請することになります。

●貸付が決定した場合、貸付金はどのように送金されますか？
就学支度費は一括、教育支援費は上半期分、下半期分(各6月分)を年2回、ご指定の口座に振り込みます。

●卒業後、進学した場合でも返済は始まりますか？
本資金による就学者であった方が、上級学校へ進学等により返済が困難な場合は、「償還猶予」の制度があります。ご希望の場合は、上級学校へ進学前に必ず申込時の市区町村社会福祉協議会へ申請して下さい。

※ご相談はお気軽に!